

# 第 1 調査の概要



## 1 調査の目的

東京都内の各世帯及び世帯員の健康と医療に関する実態と意識を把握することにより、東京都における保健・医療施策充実のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 調査の対象

東京都内に居住する、住民基本台帳から無作為に抽出した 6,000 世帯及び調査基準日現在満 20 歳以上の世帯員を客体とする。

## 3 調査の基準日

平成 26 年 10 月 15 日（調査期間 平成 26 年 10 月 15 日から同年 11 月 14 日まで）

## 4 調査事項

調査は、調査票①（世帯票）、調査票②（健康と医療に関する実態と意識票）により主に次の事項を調査した。

- |   |  |   |  |
|---|--|---|--|
| ① | (1) 基本的属性<br>(2) 就業の状況<br>(3) 医療機関の受診状況<br>(4) 住居の種類<br>(5) 世帯の年収額 | ② | (6) 食生活・運動などの生活習慣の状況<br>(7) 健診・がん検診・肝炎ウイルス検査などの受診状況<br>(8) 医療情報について<br>(9) がん医療・在宅医療・リハビリテーション医療について<br>(10) 都の保健医療関連施策等の認知度 |
|---|--|---|--|

## 5 調査方法

- (1) 調査票①（世帯票）は、調査員が調査対象世帯を訪問し、面接聞き取りの上、作成する（面接他計式）。
- (2) 調査票②（健康と医療に関する実態と意識票）は、満 20 歳以上の世帯員を対象とし、留置自計式による。

## 6 調査の機構

- (1) 福祉保健局長  
管下の職員を指揮監督し、調査の企画、実施及び結果の公表を行う。
- (2) 調査員  
福祉保健局統計調査員設置要綱に基づき、知事が任命する。

## 7 根拠規程

- (1) 東京都統計調査条例（昭和 32 年東京都条例第 15 号）
- (2) 東京都統計調査条例施行規則（平成 2 年東京都規則第 213 号）
- (3) 東京都統計調査条例に基づく都指定統計調査の指定等に関する規則（平成 3 年東京都規則第 25 号）
- (4) 東京都福祉保健基礎調査要綱（平成 20 年 4 月 1 日）

## 8 調査検討会の設置

調査の実施にあたっては、平成26年4月に学識経験者および都関係各部職員からなる検討会を設置し、調査票の設計、結果の分析等について検討を行った。

### 平成26年度 東京都福祉保健基礎調査検討委員

学識経験者	
河原和夫	東京医科歯科大学大学院医歯学総合研究科教授
横山徹爾	国立保健医療科学院生涯健康研究部長
行政関係者	
東京都福祉保健局医療政策部医療政策課長	
東京都福祉保健局保健政策部保健政策課長	
東京都福祉保健局健康安全部健康安全課長	
東京都福祉保健局総務部情報化推進担当課長【事務局】	

※敬称略

## 9 集計の対象

### (1) 調査票①（世帯票）

調査の客体	集計対象 (回収率)	調査不能	調査不能			
			転出	不在	拒否	その他
6,000 世帯	3,597 世帯 (8,233 人) (60.0%)	2,403 世帯	68 世帯	1,220 世帯	905 世帯	210 世帯

### (2) 調査票②（健康と医療に関する実態と意識票）

調査の客体 ※1	集計対象 (回収率※2)	調査不能
6,931 人	6,403 人 (92.4%)	528 人

※1 客体は、(1) で回答が得られた 3,597 世帯の満 20 歳以上の世帯員の総数

※2 回収率：6,403 人 ÷ 6,931 人 = 92.4%

## 10 調査報告書の構成

項目	集計対象数
第1部 世帯と世帯員の状況	
第1章 調査対象者の性・年齢階級及び地域	8,233 人
第2章 世帯の状況	3,597 世帯
第3章 世帯員の状況	8,233 人
第4章 世帯における医療機関の受診状況	3,597 世帯
第2部 健康と医療に関する実態と意識	対象世帯 3,597 世帯中、満 20 歳以上の世帯員 6,931 人を対象に行った調査票②（健康と医療に関する実態と意識）の調査で回答のあった 6,403 人

上記のほか、自由意見として記入してもらった福祉保健行政に関する要望、意見等を掲載した。

## 11 利用上の注意

- (1) 比率の単位は「%」、実数の単位は「世帯」又は「人」である。
- (2) 統計表の百分率については、少数点以下第2位を四捨五入してあるため、総数と内訳の合計は必ずしも一致しない。
- (3) 統計表中、用いた記号は次のとおりとする。  
「0. 0」…四捨五入により数値を丸めた結果、表示すべき最下位の位の1に達しない場合の単位未満の数値  
「—」…皆無又は該当数字なし  
「…」…未調査、未集計のために数値が得られない、該当数値が不詳又は不明なもの
- (4) クロス集計表の表側で「その他」、「無回答」等の母数の少ないデータは一部省略したものもある。
- (5) 本文の表中の数値に付けた下線は記述に関連することを示す。
- (6) 「21年度調査」とは、「平成21年度 東京都福祉保健基礎調査（都民の健康と医療に関する実態と意識）」をいう。
- (7) 「調査結果の概要」中、調査票の回答肢を引用する際、紙面の関係上表記を省略したものについては、付属資料の主な表記省略一覧表のように省略した。

## 12 結果の公表

公表している資料は下表のとおり。本報告書は、確定報告の記述編である。

	速 報	確 定 報 告		
区 分	概要版	概要版	記述編	統計編
内 容	単純集計	記述編の概要	分析、グラフ、クロス表	クロス表
時 期	平成27年3月	平成27年10月		平成27年12月
方 法	プレス発表、 ホームページ掲載	プレス発表、報告書の刊行、 ホームページ掲載		報告書の刊行、 ホームページ掲載

### ホームページ掲載場所

東京都ホームページ ⇒ 各局のページ ⇒ 福祉保健局 ⇒ 福祉保健の基盤づくり  
⇒ 調査・統計 ⇒ 東京都福祉保健基礎調査

[http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/chosa\\_tokei/zenbun/index.html](http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/chosa_tokei/zenbun/index.html)